

協議会の設置について

平成30年2月7日

京都エリア観光渋滞対策実験協議会 設立趣意書（案）

風情あるまちなみ、世界遺産などが点在し、まち全体が観光の対象となる京都市では、年間5500万人の観光客が訪れ、玄関口である京都駅や国内有数の観光地である東山地域・嵐山地域等を中心に、交通渋滞・公共交通機関の混雑により、市民・観光客双方に負担が生じている。

京都市ではこれまで、乗継利便性の向上（歩くまち・京都レールきっぷ、歩くまち京都アプリ等）、車両流入抑制（パークアンドライド推進、観光地交通対策の実施等）等の施策が講じられてきたが、さらに効果的な対策を講ずるため、まずは継続的なデータをリアルタイムで収集することにより、現状の交通状況の把握及び課題抽出を行う必要がある。

一方で、国土交通省では、ICT・AI等の革新的な技術を活用し、警察や観光部局とも連携しながら、エリアプライシングを含む交通需要制御などのエリア観光渋滞対策に取り組んで行くこととしており、その実験実施地域として京都市が選定されている。

そこで、京都においてICT・AI等を活用したエリア観光渋滞対策等の実装に向けた実験が計画的かつ効率的に推進が図られるよう、必要な検討や調整等を行うことを目的として、本協議会を設立するものである。

京都エリア観光渋滞対策実験協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「京都エリア観光渋滞対策実験協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、京都におけるICT・AI等を活用したエリア観光渋滞対策の実装に向けた実験が計画的かつ効率的に推進が図られるよう、必要な検討と調整を行うことを目的とする。

（検討調整事項）

第3条 協議会は、次の事項について検討と調整、検証を行う。

- （1）実験実施計画の検討
- （2）実験実施にかかる関係機関との調整
- （3）実験の実施及び実験結果の検証
- （4）その他必要な事項

（構成）

第4条 協議会の委員は、別紙の委員で構成する。

2. 委員の追加・変更は、協議会の承認を得るものとする。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、協議会での検討と調整、検証が完了するまでとする。

（会長）

第6条 協議会の会長は、協議会委員の中から互選により充てる。

2. 会長は、協議会の会務を総括する。
3. 会長が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する委員が、その職務を代理する。
4. 会長は必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（協議会の運営）

第7条 協議会は、会長の発議に基づいて開催する。

2. 協議会は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(協議会の公開について)

第9条 協議会は非公開とする。

(事務局)

第10条 事務局は、国土交通省近畿地方整備局道路計画第二課、交通対策課及び京都国道事務所計画課に置くものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、出席委員の過半数の賛同をもって行うことができるものとする。

(付則)

1. 本規約は、平成30年 月 日から施行する。

京都エリア観光渋滞対策実験協議会
委員名簿（案）

委員	所属
宇野 伸宏	京都大学大学院工学研究科 教授
宗田 好史	京都府立大学 副学長
山田 忠史	京都大学大学院経営管理研究部 准教授
瀬戸下 伸介	国土交通省 国土技術政策総合研究所 道路交通研究部 道路研究室 室長
中川 圭正	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路計画第二課 課長
中尾 勝	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課 課長
田中 哲也	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 所長
島田 智雄	京都府 建設交通部 理事（道路計画課長事務取扱）
姫野 敦秀	京都府警察本部 交通部 交通規制課長
高畑 重勝	京都市 都市計画局 歩くまち京都推進室長
福原 和弥	京都市 産業観光局 観光MICE推進室 MICE戦略推進担当部長
市橋 英人	京都市 建設局 建設企画部 技術統括担当部長
宮田 英喜	京都市 交通局 営業推進室長
北川 洋一	（公社）京都市観光協会 事務局長
窪田 裕幸	京都商工会議所 産業振興部長
中島 大介	西日本旅客鉄道（株）近畿統括本部 京都支社 地域共生室長